



(84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, CV, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SC, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, ME, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:

一 国際調査報告 (条約第21条(3))

(57) 要約: 本開示のピッキングシステムは、有人フォークリフト又は前記無人フォークリフトが稼働する第一領域と、第一領域に隣り合わせて配置され、無人フォークリフトが稼働する第二領域と、第二領域に隣り合わせて配置され、パレタイザが配置されると共に無人搬送車が稼働する第三領域と、第一領域と第二領域との境界に設けられ、有人フォークリフト又は前記無人フォークリフトによって入荷された補充パレット、又は、無人フォークリフトによって運ばれた出荷パレットを置く第一受渡場所と、第二領域と第三領域との境界に設けられて、無人フォークリフトによって運ばれた補充パレット、又は、無人搬送車によって運ばれた出荷パレットを置く第二受渡場所と、を備える。